

国民健康保険の加入手続きについて

- ◎国民健康保険に加入するときは、勤務先の健康保険等の資格を喪失した日から 14 日以内に、住所地の市町村の窓口で届出をしてください。国民健康保険の取得日は健康保険等の喪失日です。
- ◎手続きが遅れても、取得日まで保険税をさかのぼって納めていただくことになります。またその間の医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担となります。健康保険等も国民健康保険も喪失日以降は使用できません。誤って使用した場合は、保険者の負担分の返還を請求いたします。
- ◎国民健康保険に加入される場合はこの連絡票が必要になります。窓口に来られる時には、身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証）等を一緒に持参してください。
- ※ 60 歳未満の方は国民年金の手続きも必要になります。

健康保險資格等喪失（取得）連絡票

該当番号及び項目に○をして該当するものを○で囲んで下さい。

1. 下記の者は、健康保険・厚生年金の被保険者の資格を（ 取得 ・ 喪失 ）した事を連絡します。
2. 下記の者は、健康保険の被扶養者の（ 認定 ・ 認定の抹消 ）をされたことを連絡します。

年	月	日	事業所	所在地 名 称 代表者 (TEL	—	—	)	印
---	---	---	-----	---------------------------	---	---	---	---

被 保 険 者		氏 名					
		生年月日		年 月 日		性別	男 ・ 女
健康保険・厚生年金 資格取得又は喪失年月日				取得 （ 年 月 日）			
				喪失 （ 年 月 日）			
健 康 保 険 の 保 険 者 番 号				健 康 保 険 の 保 険 者 名 称			
健康保険被保険者 記号・番号・枝番				年 金 手 帳 の 基 礎 年 金 番 号			
被 扶 養 者	氏 名	生年月日	性別	続柄	被扶養者として認定又は 認定を抹消された日	枝番	
		・ ・ ・	男 ・ 女		年 月 日		
		・ ・ ・	男 ・ 女		年 月 日		
		・ ・ ・	男 ・ 女		年 月 日		
		・ ・ ・	男 ・ 女		年 月 日		
		・ ・ ・	男 ・ 女		年 月 日		

※ 注) ◎喪失年月日は、退職年月日の翌日になります。

◎被扶養者欄は、被扶養者として認定又は、認定を抹消された場合に記入してください。
被保険者の資格取得ならびに資格喪失の際に、被扶養者がある場合も必ず記入してください。
なお、被扶養者のみの異動に関しても、被保険者欄は記入して下さい。

国民健康保険について

日本の医療制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入しなければなりません
⇒『国民皆保険制度』

このため職場の健康保険等の資格を喪失した場合は、速やかに国民健康保険の加入届出をしてください（任意継続被保険者やご家族の職場の健康保険の被扶養者となる場合を除きます）

※任意継続被保険者とは

職場の健康保険に継続して2か月以上加入していた方は、退職後20日以内に申し出ることで、2年以内に限り今までの健康保険を継続することができます。

このような制度もあります

★非自発的失業者の保険料軽減

倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された方の保険料が届出により軽減されます。

対象者は雇用保険受給資格者証の離職コードが **11.、12.、21.、22.、31.、32.（特定受給資格者）** または、**23.、33.、34.（特定理由離職者）** に該当する方（離職日時点で65歳以上の方は対象となりません）

（離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間、対象の方の前年度給与所得を 100分の30 とみなして保険税の算定を行います）

◆届出に必要なもの 雇用保険受給資格者証

加入届をされてからでも受け付けます。

家族の職場の健康保険の被扶養者になれるか、確認してみませんか？

あなたの年間収入が **130万円未満**（60歳以上の方や一定の障害のある方は180万円未満）の場合、ご家族が加入されている職場の健康保険に被扶養者として加入できる場合があります。収入には遺族年金、障害年金などの非課税所得も含まれます。

扶養にできるのは、下記の三親等内の親族となります。

- ① 配偶者（被保険者に生計を維持されている）内縁（事実上の婚姻関係）を含む
- ② 子・孫（被保険者に生計を維持されている）
- ③ 兄弟・姉妹（被保険者に生計を維持されている）
- ④ 父母・祖父母（被保険者に生計を維持されている）
- ⑤ 上記以外の三親等内の親族（同居し、被保険者に生計を維持されている）
- ⑥ 内縁(事実上の婚姻関係)の配偶者の父母及び子（同居し、被保険者に生計を維持されている）

該当すると思われる方はご家族の職場の健康保険担当者に相談してみましょう！

手続は（事業主）を通じての届出となります。

被扶養者となられた時点で国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。手続きをしないと保険税は賦課されたままとなります。